**【届出内容事前チェックシート】　　　　　　　　　柳津町上佐波西地区**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （　　）に数値等を記入し、各制限に適合しているかチェックしてください。 | 項目 | チェック内容 | | 届出者 | 市 |
| 1 | 用途地域 | （　指定なし　：　市街化調整区域　　） | | 適・否 | □ |
| 2 | 建築物等の用途の  制限 | 用途　：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  製造業の分類：（　　　　　　　　　　　　　　　）  日本標準産業分類：細分類番号（※　　　　　　　　　）  ※https://www.soumu.go.jp/toukei\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\_03000023.html参照  建築できる建築物  □製造業の工場、事務所及び倉庫等（ただし、準工業地域内に建築してはならないものを除く。）  □公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物で、市長が認めたもの  建設できない工作物  □鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用するもの  □レデイミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kwをこえる原動機を使用するもの | | 適・否 | □ |
| 3 | 敷地面積 | 敷地面積　：（　　　　　　　）≧1,000㎡…①  ただし、公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。 | | 適・否 | □ |
| 4 | 建蔽率の  最高限度（60％） | 建築面積　：（　　　　　　　）㎡…②　　　　　　　　　　（角地緩和の場合：70％）  建蔽率　：（②　　　　　　）㎡/（①　　　　　　）㎡×100＝（　　　　　）％≦60％ | | 適・否 | □ |
| 5 | 容積率の最高限度（200％） | 建築物の延べ面積　：（　　　　　　　）㎡…③  容積率算定の根拠となる対象延べ面積　：（　　　　　　　）㎡…④  容積率　：（④　　　　　　）㎡/（①　　　　　　）㎡×100＝（　　　　　）％≦200％ | | 適・否 | □ |
| 6 | 建築物の高さ制限 | 最高高さ | （　　　　　　　　）m≦20m | 適・否 | □ |
| 日影 | 最高高さが10ｍを超える建築物については日影図を添付 | 適・否 | □ |
| 建築基準法に基づく道路斜線制限はよいか。 | | 適・否 | □ |
| 7 | 建築物及び工作物の色彩のルール | 岐阜市景観計画の景観計画区域における景観形成基準を遵守すること。  ①基調色  □色を構成する３要素（色相、明度、彩度）が持つ特徴を踏まえ、周辺景観やまちなみと調和させ、色彩の効果を踏まえた配色を行う。  □落ち着いた色彩を基調とし、けばけばしい色彩や蛍光色は避ける。地域特性により、やむを得ず使用する場合は、面積を抑え、効果的な使い方をする。  □送電又は送信のための鉄塔、鉄柱、アンテナ等については、空が背景となる場合は無彩色の明度5.5 から8 程度とし、山地の近傍においては、落ち着いたYR 系の色相を用いる。  □基調となる色彩は、色相がYR 系は彩度6 以下、R、Y 系は彩度4 以下、それ以外の色相は彩度2 以下とする。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物の外壁面の20％未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。 | |  |  |
| 7 | 建築物及び工作物の色彩のルール | |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  |  | 色彩区分 | 色相 | 明度 | 彩度 | 彩度  基準 | | 建築物 | 外壁 | YR系 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） | ≦６ | | Y系、R系 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） | ≦４ | | その他の色相 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） | ≦２ | | 屋根 | YR系 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） | ≦６ | | Y系、R系 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） | ≦４ | | その他の色相 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） | ≦２ | | 工作物 | | YR系 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） | ≦６ | | Y系、R系 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） | ≦４ | | その他の色相 | （　　　　） | （　　　　） | （　　　　） | ≦２ |   ※マンセル値（日本工業規格JISZ8721）で記載してください。  ※建築物等において、部分的に上記の彩度基準を超えた色彩（アクセントカラー）を使用する場合は、アクセントカラーを使用する各立面について、着色した立面図を作成し、色彩の求積図を添付してください。求積図には、当該立面の外壁面（工作物の場合は工作物の立面）の面積（開口部等を除く）及びアクセントカラーを使用する色彩の面積、アクセントカラーの外壁面等に対する割合を記載してください。  ②アクセントカラー  □コーポレートカラーやイメージカラー等は、彩度の高い色彩を大きな面積で用いることを避ける。  ③配色  □使用する色彩は、敷地内の個々の建築物等と調和させ、バランスのとれた配色とする。  ※以下に該当する建築物及び工作物は、景観法に基づく届出が必要です。詳細は、まちづくり景観課でご確認ください。  建築物：5階、高さ20ｍ、延べ面積3,000㎡のいずれかを超えるもの等  工作物：高さ20ｍ、築造面積3,000㎡のいずれかを超えるもの等 | | 適・否 | □ |
| きらびやかなネオンサイン又はサーチライト等は、設置しない。  周囲の善良な風俗を害するような彫刻、絵及び模様を施さない。 | | 適・否 |
| 8 | 広告物のルール | 次のいずれにも該当するものとする。  □主たる色彩は、派手な原色を避け、形状、意匠等は周囲の景観と調和が図られたもの  □表示内容は、文字や絵を少なくする等の工夫がなされ単純かつ品位のあるもの  □同一方向に2面以上設置する場合は、形状、色彩、意匠等の調和が図られたもの  □夜間に表示が必要なものにあっては、昼間の美観に配慮した照明をつけるとともに、周囲の景観に配慮されたもの  □華美なネオン又は点滅灯が設けられていないもの  □屋上広告物でないもの  □野立広告物にあっては、高さが7ｍ以下のもの  □壁面広告物にあっては、建築物から突出した壁面以外の壁面に掲出され、かつ、同一壁面に掲示される広告物の表示面積の合計が、当該同一壁面の10分の1以下のもの | | 適・否 | □ |
| 屋外広告物条例に違反しないもの | | 適・否 | □ |
| 9 | その他 | 必要となるべき事項を記載 | | 適・否 | □ |